

# 障がい理由とする差別や合理的配慮に関する意見について

資料 3

○意見交換会参加者からのご意見（平成 28 年 7 月 8 日・12 日・19 日、15 団体参加）

No.	ご意見	市の考え方と条例骨子案への対応	条例骨子案の該当箇所
1	障がい福祉サービス事業の従事者は、障がいのことをもっと理解してほしい。	合理的配慮がなされる場として「福祉サービスを提供する場合」を記載しました。	2 章 障がいのある人の権利擁護 第 1 節 障がいのある人に対する差別等の禁止 2 社会的障壁の除去のための合理的配慮 (1) 福祉サービスを提供する場合
2	痰の吸引など医療行為ができるヘルパーを養成し増やしてほしい。		
3	障がいのない人と同じサービスが受けられるような条例を作してほしい。		
4	病気で入院したとき、普段と同じ介護がそこないと治療を受けることができない。	合理的配慮がなされる場として「医療を提供する場合」を記載しました。	第 2 章 - 第 1 節 - 2 (2) 医療を提供する場合
5	外見だけでは分からない見えない障がいへの社会的理解が低い。		
6	女性の障がい者には、介助者も女性にするなど、入院時の障がい者への配慮がほしい。		
7	正式な紹介状を持参して手術を依頼したのに、重度重複障がいのため、手術の必要があるかと問われたが、懇願して手術に取り付けた。		
8	知的障がいの方は、受診時におとなしく順番を待つことが苦手なことが多いため、障がい者専門の病院へなどと遠回しに断られるケースがある。		
9	医師が診察する際に、手話通訳者の同席を拒否した。		
10	障がいのない人と同じサービスが受けられるような条例を作してほしい。	合理的配慮がなされる場として「商品の販売又はサービスを提供する場合」を記載しました。	第 2 章 - 第 1 節 - 2 (3) 商品の販売又はサービスを提供する場合
11	お店に行くと段差などバリアがまだある。		
12	お店では、障がいのある自分たちに話をしないで介助者に話す人がいる。		
13	前に商店街で接客マニュアルを作った。身体・知的・精神、対応がきちんとすれば差別はなくなる。		
14	全国大会を開催した際、控室である和室に車椅子であがることを伝えたら、和室の畳全てをシートで覆ってくれた。また、寝たきりの子が多く移動するとき自分の布団を持っていくが、ホテル側で布団を敷いてくれていた。(好事例)		
15	点字の本をもっと購入できるようにしてほしい。		
16	観光ガイドブックに掲載されるような店で、盲導犬の入店を断られた。		

## 障がい者を理由とする差別や合理的配慮に関する意見について

No.	ご意見	市の考え方と条例骨子案への対応	条例骨子案の該当箇所
17	買物している時、欲しい物があり店員さんに手話で尋ねると、逃げられてしまう。	合理的配慮がなされる場として「商品の販売又はサービスを提供する場合」を記載しました。	第2章-第1節-2 (3) 商品の販売又はサービスを提供する場合
18	A T Mが故障していた時、銀行と連絡をとる手段が、電話しかなくて困った。		
19	銀行で口座を作る時、本人確認のために電話連絡すると言われて困った。		
20	トレーニングジムで、聴覚障がい者は利用できないという規約があった。		
21	市が率先して障がい者を採用することで、障がい者を雇用する企業が増えるのではないか。	合理的配慮がなされる場として「労働者を雇用する場合」について記載しました。	第2章-第1節-2 (4) 労働者を雇用する場合
22	同じ仕事をしていても、給与の格差がある。		
23	仕事の会議で、会議内容を知ることができず、情報が遅れてしまう。		
24	学校教育の場で、道徳の時間などを使って、障がいについて教えてほしい。	合理的配慮がなされる場として「教育を行う場合」について記載しました。	第2章-第1節-2 (5) 教育を行う場合
25	冬は雪でバス停を利用できないので考えてほしい。	合理的配慮がなされる場として「不特定多数の者が利用する建物、公共交通機関を利用する場合」について記載しました。	第2章-第1節-2 (6) 不特定多数の者が利用する建物、公共交通機関を利用する場合
26	電車の乗降時に駅員の手助けが必要だが、無人駅が増えていて心配。夜に駅員が居ないときや無人駅に直通電話の番号が無いので見直してほしい。		
27	車いす用のトイレを利用するときベッドが必要だが、お店に団体で出かける際、トイレ内のベッドの有無を確認したら、簡易なベッドを用意して対応してくれた。(好事例)		
28	市営バスに、車いす対応のバスをもっと導入してほしい。		
29	市営バスの時刻表に、車いす対応のバスであることがわかるように記載してほしい。		
30	公共施設の申し込み方法で、インターネットや FAX ではなく、直接窓口での対応を求められることがあった。		
31	市営バスで福祉乗車証を提示したとき、外見では分からない障がいのため、運転手にげんそうな顔をされた。		
32	障がいがあるなど、いろいろな市民がいるという視点で行政は対応してほしい。		

## 障がい者を理由とする差別や合理的配慮に関する意見について

No.	ご意見	市の考え方と条例骨子案への対応	条例骨子案の該当箇所
33	アパートを借りるとき、障がいを理由に大家の確認が必要だと言われる。	合理的配慮がなされる場として「不動産の取引を行う場合」について記載しました。	第2章－第1節－2 (7) 不動産の取引を行う場合
34	障がい者がいることで近所から苦情があると転居を余儀なくされた。		
35	家で車いすを使用したいと申し出て、床が傷つかないように措置も講ずると話したのに物件はないと拒否された。		
36	新幹線の駅には電光掲示板があるが、ローカル線の駅には電光掲示板がないので、事故や災害で電車が遅れている情報が得られない。	合理的配慮を提供する場として「情報を提供する及び情報を受領する場合」について記載しました。	第2章－第1節－2 (8) 情報を提供する及び情報を受領する場合
37	店などで、館内放送など音声放送のみのため、情報が伝わらなかった。		
38	青森は雪で外出できなくなり、障がい者は孤立してしまう。	冬期間の生活における合理的配慮について、条文を検討し、青森ならではの条例を目指してまいります。	
39	雪の中でどう障がい者が健常者と同じ様に生きていけるのかを考えてほしい。		
40	除雪で玄関の前におかれるのは大変。車いすの障がい者などが出られるよう除雪業者に指導してほしい。		
41	屋根の雪下ろしについて、車いすの障がい者にも対象を拡げてほしい。		
42	アパート暮らしの障がい者は、間口の雪は自分でやらないと出られなくなり困る。		